

報告第 10 号

平成 24 年度三重県伊賀市大山田財産区特別会計繰越明許費について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 213 条第 1 項の規定により翌年度に繰り越して使用できる経費について、別紙のとおり繰越計算書を調製したので、同法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により報告する。

平成 25 年 6 月 6 日提出

伊賀市長 岡 本 栄